

平成23年度西原町予算編成方針

平成22年11月

国の予算編成

国は、平成22年7月27日に平成23年度予算の概算要求組替え基準を閣議決定し、ムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に重点配分する財源を確保するため、要求段階から総予算の組み換えを徹底的に取り組むこととしている。

また、財政健全化への取組みとして、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）に基づく平成23年度から25年度を対象とする「歳出の大枠」（約71兆円）はこれを堅持し、新規国債発行額についても平成22年度当初予算の発行額（約44兆円）を上回らないよう、全力をあげている。

地方財政の状況

一方、地方財政については、平成23年度地方財政収支の8月仮試算（総務省）において、歳入歳出総額82.4兆円（前年度比0.3%増）が示されている。

歳入のうち、地方税は1.3%増、地方交付税は0.2%減、交付税の不足分を補う臨時財政対策債は2.8%減となっている。

歳出では、給与関係経費2.4%減、投資的経費は0.5%減、社会保障費の自然増に等による一般行政経費6.7%増が見込まれている。

現下の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、平成22年度の財源不足額が過去最高となる約18兆円になるなど、地方財政の財源不足が常態化している状況にある。

また、平成22年度末における地方全体の借入金残高が約200兆円と見込まれており、今後の元利償還金が財政を圧迫する要因となるなど構造的にみて極めて厳しい状況にある。

一方、国・地方を通じた厳しい財政状況の中、地方公共団体には、少子高齢化に対応した地域福祉の充実、多様化した財政需要に適切に対応することが求められている。

このような状況の下で、地方公共団体が、住民の要請に応じてその役割を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、地方公共団体の創造性、自立性を高め、活力ある地方を作るために、地方税財政の充実確保を図る必要がある。

本町の財政状況

平成21年度決算における歳入の状況は、地方税が前年度比1.6%増の31億8千万円で、徴収率も92.3%（前年度91.2%）と毎年伸びてきている。しかし、依然として地方交付税や国庫補助金、地方債等の依存財源が約61%（前年度約55%）を占め、国の施策に大きく影響を受ける歳入構造となっている。

歳出では、扶助費や公債費といった義務的経費が増加しており、経常収支比率は昨年より若干上がり88.5%（前年度87.6%）と依然として高い数値を示している。（町村では70%程度が妥当だと言われている）

基金については、平成21年度末残高で約18億円、うち財政調整基金残高は、これまでの財源不足による取り崩しも行ったが、積立ても実施したことにより、7.3億円（前年度5.4億円）という状況である。

地方債残高は、平成21年度末で一般会計約103億円（前年度末100億円）、特別会計を含めた町全体では144億円（前年度140億円）となっている。

※ 税源移譲後は、町税の徴収状況が今後の収入に大きく影響されることとなる。平成19年度決算における徴収率は90%（平成9年度以来）、平成20年度の徴収率は91.2%、平成21年度は、92.3%と更に伸びており、自主財源の確保という点で、その貢献度は大きいものがあった。

平成23年度の収支見直し

歳入では、町税において、これまでの決算状況の推計により、約1億円（3.2%）増で設定した。（総務省8月仮試算1.3%）※但し、今年度の補正2号予算額からの伸び率であり、今後、今年度の徴収額が増えるにつれて例年並み（1.6%程度）の伸びに落ち着く予定。

地方交付税は、総務省の仮試算を反映させ約400万円（0.2%）減で設定した。（総務省8月仮試算0.2%減）

地方債では、臨時財政対策債を、1,800万円（2.8%）減で見込んでいる。（総務省8月仮試算2.8%減）

歳出では、引き続き、扶助費や公債費といった義務的経費の伸びが見込まれ、平成23年度においても、多額の収支不足になることが懸念される。

また、平成23年度以降も、庁舎建設（総事業費37億円）や西地区区画整理事業（総事業費102億円）など多額の経費を要する事業が進む中、一般会計から国保特会への基準外繰出しによる補填等の課題もあり、今後も厳しい財政運営は続くものと予想される。

予算編成にあたっての留意事項

このような現状を踏まえ、まちの将来像「文教のまち 西原」実現のため、また、町民のみなさまが西原町に住んで良かったと実感できるまちづくりをするため、職員一人ひとりが課題に向き合い、知恵と工夫を凝らし、一層の住民サービスの向上が図れるよう平成23年度の予算編成をお願いする。なお、下記事項に留意の上、編成に臨まれたい。

- 1 見積りに当たっては、平成21年度決算内容の分析及び平成22年度事業執行状況を十分検証し、「歳入は少なめ」「歳出は多めに」のような要求を行うことなく、真に必要な通年の経費を見積もること。年度中途の補正は、災害の発生や制度改正等当初予算編成時に予見できないもので真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。
- 2 厳しい財政状況を念頭に置き、新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。
- 3 懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に関係する事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をしておくこと。

4 要求に当たっては、事務事業評価の結果に基づき、当該事務事業ヒアリングで確認した内容、検討課題等をふまえ、下記及び当初予算要求基準（別紙1）に基づき反映すること。また、課内でのヒアリングを確実に実施し、要求時における積算資料とともに、課内ヒアリング調書（別紙2）も提出すること。

1) 財源の確保

- ・ 保育料については、国基準とのかい離が大きい階層について他市町村の状況を調査し、見直す方向で予算に反映させること。
- ・ 町有地の売却について、更に推進していくこと。
- ・ 平成21年度の町税、学校給食費、保育料等の滞納繰越額が約3億5,000万円という現状を踏まえ、徴収体制の更なる創意工夫を図ること。

2) 人件費の要求基準

- ・ 職員給与については、平成22年11月1日現在における現員を計上すること。
- ・ 時間外勤務手当は、平成22年11月1日現在における予算現額以下を計上すること。

3) 経常的経費の要求基準

- ・ 報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金等の経常的経費は、平成22年度当初予算計上額以下で要求すること。

4) 投資的経費（補助・単独）の要求基準

- ・ 事務事業表に基づき計上すること。単独事業については、優先順位をつけ調整できるようにしておくこと。

5) 廃止及び見直し検討と確認した事務事業

- ・ 原則として、事務事業評価の結果、「廃止・休止」と確認した事務事業については、予算計上しないこと。また、「縮小・見直し」となった事務事業についても、当該縮小、見直しを行い予算に反映させること。

6) 負担金補助及び交付金の見直し

- ・ 負担金等は、町村会等の決定通知に基づき計上すること。
- ・ 各種団体補助金については、「西原町補助金の交付に関する規則」の交付基準に基づき計上すること。

5 財務会計システム入力時には、財務会計システム入力における留意事項（別紙3）を参照すること。

6 特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、平成20年度決算分から地方公共団体の財政の健全化に関する法律が完全適用されていることから、これまで以上に財政の健全化に向け努力すること。

7 予算要求及び根拠資料提出期限は、平成22年12月6日（月）までとする。

歳入

①町税

- ・ 見積りにあたっては、経済情勢、税制改正、その他諸般の状況を勘案し、課税客体の的確な把握、滞納状況の分析に努め、的確な額を計上すること。

②地方交付税、地方譲与税

- ・ 地方財政計画の策定動向に留意し見積もること。

③分担金、負担金

- ・ 受益者負担を基本に徴収基準に基づき適正な額を見積もること。特に保育料徴収金については、国基準とのかい離が大きい階層については他市町村の状況を調査し、見直す方向で検討し、予算に反映させること。

なお、現年度分については、100%徴収することとし、滞納分の防止に努めること。

④使用料、手数料

- ・ 施設の利用状況、許可処理事務件数等を的確に見積もること。対象となる事務事業に要する経費や他市町村の状況を調査し、見直しも検討し、適正化に努めること。

なお、現年度分については100%徴収することとし、滞納分の防止に努めること。

⑤国庫支出金、県支出金

- ・ 制度の改正・廃止・縮減等、国の動向に留意し、的確に見積もること。計上にあたっては、交付基準に基づいて超過負担とならないよう見積もること。

⑥財産収入

- ・ 財産の現状を的確に把握し、管理を十分に行い効率的な運用を図ること。特に利用価値の低い町有財産は積極的に売却し、収入の確保に努めること。また、貸付収入については周辺地域の状況を調査し、比較検討して適正な価格を見積もること。

⑦諸収入

- ・ 的確に見積もること。適宜見直し検討すること。給食費負担金は納付率の向上に努めること。

⑧町債

- ・ 地方債計画の策定動向等に留意し見積もること。また、公債費の増加に伴い、将来の財政硬直化をきたさないように慎重に措置すること。

⑨その他

- ・ 国・県補助金、使用料及び手数料、分担金及び負担金、財産収入、指定寄附金、繰入金、諸収入の特定財源は歳出側へ充当処理を行うこと。

歳 出

①報酬

- ・ 恒常的な嘱託職員については、事務事業の見直し等内部努力を行い、極力削減に努めるとともに、慣例的な雇用にならないようにすること。

②人件費

- ・ 平成22年11月1日現在における現員によるものとし、積算基礎については別途通知（総務課資料）する予定であるが、担当課でも十分確認の上、見積誤りがないように年間所要額を計上すること。特に時間外勤務手当等については、総額を前年度以下に抑制するため、平成22年11月1日現在における予算現額以下とすること。

なお、年度途中の補正は、原則として認めない。

③賃金

- ・ 事務分掌や事務事業の見直し等内部努力を行い、極力削減に努めるとともに慣例的な雇用にならないようにすること。前年度以下（緊急雇用対策補助対象を除く）に抑制すること。

④報償費

- ・ 謝礼金等は、講師謝礼金支払基準表（別表）により計上すること。褒賞費等は、華美にならないこと。前年度以下に抑制すること。

⑤旅費

- ・ 出張の目的、効果、緊急度、日程などを十分検討し、過去の実績にとらわれることなく、真に必要なものに限定して要求すること。管外旅費は、航空券は早割、ホテルパック等を活用すること。その他有利な方法があればその額を計上すること。

⑥交際費

- ・ 前年度実績を勘案して計上すること。

⑦需用費

- ・ 経費節減の意識で創意工夫の上見積もること。前年度以下に抑制すること。
 - (ア) 各種消耗品は、創意工夫により一層の効率化を図り、経費節減に努めること。
 - (イ) 光熱水費については、平成22年4月～10（11）月までの実績及び平成21年11（12）月～3月までの実績を加えて算出すること。
 - (ウ) 懇親会等の食糧費は、原則として認めない。
 - (エ) 印刷製本費は、内部印刷を活用するとともに、極力、広報にしはら及びホームページへの掲載を心がけ、経費の節減を図ること。
 - (オ) 維持補修費については、各施設の現状を十分に把握し、緊急かつ必要性が高いものから要求すること。

⑧役務費

- ・ 前年度実績を勘案して計上すること。前年度以下に抑制すること。

⑨委託料

- ・ 委託料については、事業効果等を十分検討し、予算計上すること。設計監理委託料については、極力補助事業に含めることとし、組替設計は極力避けること。
- ・ 調査研究等の委託においては、職員で可能かどうか検討し、安易に委託しないようにすること。

⑩使用料及び賃借料

- ・ コピー機、印刷機、パソコン等、リース切れとなる電算機器については、電算係と調整の上、再リース又は購入など有利な方法を検討すること。

⑪原材料費

- ・ 必要最小限に留め、抑制に努めること。前年度以下に抑制すること。

⑫備品購入費

- ・ 現存する備品の活用を図ることを原則とし、真に必要なものを要求すること。予算要求する場合は、ランニングコスト、事務の効率化等を勘案し、計上すること。

⑬負担金補助及び交付金

- ・ 負担金は、沖縄県町村会、中部市町村会、南部市町村会等の決定通知に基づき計上すること。
- ・ 各種団体補助金等については、「西原町補助金の交付に関する規則」の交付基準に基づき、効果性、的確性があるか確認すること（繰越額が補助金要請額を超えていないか等）。また、初期の目的を達成したと認められる団体は減額又は廃止すること。
- ・ 新規に予算計上依頼があった場合は、事業効果、活動内容等十分確認し計上すること。

⑭扶助費

- ・ 扶助費については、関係法令等の改正に留意し、実態を十分把握した上での確に見積もること。単独事業については、慣例にとられることなく見直しも検討すること。

⑮公債費

- ・ 公債費については、平成23年度中に支払うべき地方債の元利償還金を的確に把握すること。一時借入金実績を踏まえ、金融情勢を勘案し見積もること。

⑯貸付金、出資金、繰出金

- ・ 貸付金、出資金については、その目的及び行政効果について十分検討し、見積もること。
- ・ 特別会計への繰出金は、法令等に基づき原則、基準内繰出額を計上すること。基準外繰出しがある場合は、説明できる資料を提出すること。

⑰投資的経費

- ・ あらかじめ企画財政課に提出された事務事業表に基づき要求すること。
- ・ 町の財政負担、事業の必要性、緊急性、事業効果を勘案して見積もること。
- ・ 単独事業は極力抑制することとし、優先順位をつけ調整できるようにすること。

⑱その他

- ・ 各費目を通じ、従来の慣例にとられず、必要性、緊急性、行政効果に欠ける経費は計上しないこと。

⑲特別会計について

- ・ 特別会計については、設置目的に応じ、業務運営の合理化・効率化及び経費の見直しを徹底し、財源不足額を一般会計からの繰入金に安易に依存することなく、独立採算の原則堅持に努めること。
- ・ 所要経費の見積りに当たっては、一般会計に準じて編成すること。

⑳公営企業会計について

- ・ 公営企業会計への繰出金については、総務省の繰出基準等を基本に見積もることにより一般会計との経費負担区分の明確化を図るとともに、独立採算の原則を踏まえ、経営健全化に向けた収入の確保や徹底した経費抑制策の実施など、十分な経営努力を行うこと。

平成 2 3 年度予算編成に向けた課内ヒアリング調書

この調査票は、「要求に当たっては、課内ヒアリングを確実に実施」とした平成 2 3 年度予算編成方針に基づき、作成していただくものです。

- ※ 事務事業評価結果もふまえ、課内で調整した結果を記載してください。
- ※ 事業名は、事業別予算で使用される事業名を使用してください。
- ※ この調査表は、予算要求資料とともに提出してください。

部 名				課 名				課 長 名			
部 長		課 長		○ ○ 係 長		○ ○ 係 長		○ ○ 係 長		○ ○ 係 長	

★記載例（ヒアリングを行った際の結論、課題等の内容を記載（箇条書き）してください。）★

【○○係】 ヒアリング実施日時：平成 2 2 年 ○ 月 ○ 日 ○ ○ 時 ○ ○ 分 ~ ○ ○ 時 ○ ○ 分

<新規事業>

- ・ ○ ○ ○ 事業（補助） 要求額 ○ ○ ○ 千円 ○ ○ 事業及び ○ ○ 事業を廃止した上で実施する。

<廃止・休止事業>

- ・ ○ ○ ○ 事業（補助） 今年度で国、県補助の打ち切りがあり、単独での実施が厳しいため廃止と結論づけた。←担当課意見

- ・ ○ ○ ○ 事業（単独） 実施する効果はあるが、予算、人員の確保が厳しいため、平成 2 3 年度以降へ繰り延べして実施する方向で検討する。←トップより指示あり。調整済み。

<その他>

- ・ 国の施策に基づき、○ ○ 事業が △ △ 事業へ制度も含めて変更される可能性がある。

【○○係】 ヒアリング実施日時：平成 2 2 年 ○ 月 ○ 日 ○ ○ 時 ○ ○ 分 ~ ○ ○ 時 ○ ○ 分

<新規事業>

- ・ ○ ○ ○ 事業（単独） 要求額 ○ ○ ○ 千円

<廃止・休止事業>

- ・ ○ ○ ○ 事業（補助）

<その他>

財務会計システム入力における留意事項

①全体的事項

番号	内容	備考
1	積算根拠の明記	予算要求書の積算根拠欄に 詳細 に明記すること。
2	増減理由の明記	予算要求書の積算根拠欄に前年度との 増減理由 を明記すること。
3	計算式の確認	予算要求書の積算根拠欄の計算式の「@」マークを使用

②歳入

番号	内容	備考
1	充当処理	充当先予算科目、充当先事業、充当額を明記すること。 ※「予算資料作成」→「歳入充当一覧表」もしくは、「歳出充当一覧表」で充当確認すること。
2	国・県補助金等(交付金、委託金含む)	補助対象経費、補助率等の積算基礎を詳細に明記すること。 ※当初予算事業費明細書の提出

③歳出

番号	内容	備考
1	各種委員、賃金、嘱託員の人数の明示	雇用期間の長短に関わらず、実際に雇用を予定している人数を予算要求書に明記する。
2	賃金職員の勤務日数	賃金職員は、実勤務日数(242日)で積算する。 【例】@800円×8H×242日×1人
3	債務負担行為に係るものの明示	該当する予算は、それを予算要求書に明記する。 【例】債務負担行為(H22～H27年度)
4	長期継続契約に関するものの明示	該当する予算は、それを予算要求書に明記する。 【例】長期継続契約(H20～H25年度)
5	補助・単独の区分	補助対象経費の積算基礎を詳細に明記すること。 ※当初予算事業費明細書の提出 【例】兼久・仲伊保線道路整備事業 用地購入費(補助事業) @30,410,000円(補助)+2,000円(単独)
6	説明名称の詳細	①報償費の謝礼金 → 【例】平和音楽祭協力謝礼金 ②委託料 → 【例】ミバエ地上防除委託料 ③使用料及び賃借料 → 【例】システム機器等賃借料 ④工事請負費 → 【例】坂田小学校体育館照明取替工事費 ⑤原材料 → 【例】道路補修等原材料費、環境整備等原材料費 ⑥公有財産購入費 → 【例】道路用地購入費 ⑦備品購入費 → 【例】デジタルカメラ等購入費 ⑧扶助費 → 【例】身体障害者舗装具給付費